

該当被保険者 殿

人 事 ユ ニ ッ ト  
U L 田 辺 徹  
渡辺パイプ健康保険組合  
理事長 藤 巻 隆

## 令和2年度「健康保険被扶養者資格調査」実施について

渡辺パイプ健康保険組合では健康保険法施行規則第50条及び厚生労働省の指導に基づき、被扶養者認定状況の確認業務を下記のとおり実施します。これは、既に被扶養者として認定された方が引き続き資格があるかを定期的に確認するものです。健保組合の健全運営のために必要な確認業務ですので、ご協力をお願いします。(今回は令和1年12月に行っています)

なお、本業務につきましては一部を(株)法研(以下、法研)に委託しています。

### 記

#### 1. 調査対象者

令和2年3月31日以前に認定された19歳以上(平成14年4月1日以前生まれ)の被扶養者

#### 2. 調査の流れ

#### ① 12/14(月)～《所属長⇒被保険者》「調査書」配付

調査対象者のいる被保険者(社員)には、所属長から個別に調査書類(封筒)が配付されます

- 【封筒】封入物：【1.健康保険被扶養者資格調査書(以下、調査書)】(個人情報記載)  
：【2.実施案内(小冊子)・必要書類の見本(A4両面1枚)】  
：【3.返信用封筒】

#### ② 令和3年1月29日(金) [提出期限] 《被保険者⇒法研》「調査書」(および必要書類)回収

- 調査書の回答(提出)は①で同封しています【3.返信用封筒】を利用して、直接委託先の法研に郵送でお送りください。(所属長ではなく各個人で直接法研へ提出)
- 提出書類に不備があった場合は健康保険組合から連絡をします。

#### ③ 2月上旬(提出期限後) 《健康保険組合⇒未提出被保険者》

- 提出期限を過ぎても未提出の場合は、健康保険組合から直接連絡をします。

#### ④ 3月中旬～《健康保険組合⇒該当被保険者》

- 扶養が認められなかった調査対象者がいた場合は健康保険組合から扶養削除の手続きについてご案内しますので、ご対応ください。
- 審査の結果、扶養の継続に問題が無かった場合は特に健康保険組合から連絡はしません。

**督促をしたにも関わらず、最終期限までに書類の提出をいただけない場合は、  
被扶養者の資格削除を行いますので必ず提出してください。**

以上

お問合せ先：渡辺パイプ健康保険組合 TEL：03-3549-3082

平日8:30～17:30(土日祝日を除く)

年末年始休業：令和2年12月30日(水)～令和3年1月4日(月)